（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第三条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（二酸化炭素放出抑制航行手引書） **第四十七条**　法第十九条の二十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書には、同条第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶職員が使用する言語により次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～四　（略） 五　総トン数五千トン以上の二酸化炭素放出抑制対象船舶（海上保安庁の使用する船舶を除く。）にあつては、当該船舶において消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法 六　総トン数五千トン以上の二酸化炭素放出抑制対象船舶（航海の態様が特殊なものとして国土交通大臣が定める船舶を除く。）にあつては、二酸化炭素放出実績指標（一月一日から十二月三十一日までの一年間において当該二酸化炭素放出抑制対象船舶が放出した二酸化炭素の量であつて、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶についてその航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当たつての指標となるものをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項 イ　二酸化炭素放出実績指標の算定及び報告の方法 ロ　二酸化炭素放出実績指標の目標値（二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令・環境省令第三号。以下「指標省令」という。）第三条第二項に規定する目標値をいう。第三項第一号において同じ。） ハ　ロの目標値を達成するために行う取組の具体的な内容 ニ　ハの取組の状況に関する自己評価及び改善の手順 七　（略） 2　前項第六号に規定する二酸化炭素放出実績指標は、次の算式により算定されなければならない。 $\frac{CO_2}{CAP \cdot D}$ CO_2は、一月一日から十二月三十一日までの一年間において船舶が放出した二酸化炭素の質量（グラム） CAPは、次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	（二酸化炭素放出抑制航行手引書） **第四十七条**　法第十九条の二十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書には、同条第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶職員が使用する言語により次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～四　（略） 五　当該二酸化炭素放出抑制対象船舶（海上保安庁の使用する船舶を除く。）であつて総トン数五千トン以上のものにあつては、当該船舶において消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法 （新設） 六　（略） （新設）

船舶の用途	
一　ロールオン・ロールオフ旅客船（指標省令第一条第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船をいう。）、クルー	総トン数
CAP	